長和町新型コロナウイルス第６波対応緊急支援金支給要領

1　目的

　　新型コロナウイルス第６波の到来に伴い飲食店等の営業時間短縮・休業について協力を要請されたことにより、「会食の自粛」及び「往来の自粛」で経済活動が停滞しているなか、町では、町内で事業を営んでいる飲食業・宿泊業・道路旅客運送業・旅行業・飲食料品製造業・飲食料品卸小売業の法人及び個人事業者等に対し緊急支援を行うことにより、本町経済の安定と地域活力の増進を目的として給付金を支給する。

2　給付対象者

（１） 令和４年２月１日時点で、飲食業・宿泊業・道路旅客運送業・旅行業・飲食料品製造業・飲食料品卸小売業の中小企業者等で、町内にて継続して事業を営んでいるもの。

　（２） その他町長が認める者。

（３） 給付金の支給後も事業活動を継続する意思があること。

　（４） 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が

長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）に規定する

暴力団等に関与していないこと。

３　給付の条件

　　給付対象者のうち、飲食業・宿泊業については、「信州の安心なお店」認証制度へ

の登録、その他の業種は「新型コロナ対策推進宣言」をして感染対策の徹底を図るこ

とを条件とする。

４　給付金額

　　一律１５万円とする。

５　給付回数

　　1事業者につき1回限りとする。

６　申請期間

令和４年２月1４日（月）から令和４年３月１０日（木）まで

７　申請書類

1. 長和町新型コロナウイルス第6波対応緊急支援金支給申請書兼請求書（必須）
2. 令和２年決算書・申告書（特別警報Ⅱ緊急支援金受給者及び商工会員は不要）

※令和３年以降に創業された事業者は別途ご相談ください。

1. 通帳の写し（必須　ただし、特別警報Ⅱ緊急支援金受給者であって、同じ口座でよければ不要）

　　（4） 本人確認書類の写し（特別警報Ⅱ緊急支援金受給者及び商工会員は不要）

　　（5） 「信州の安心なお店」認証取得がわかるもの（**飲食・宿泊業のみ**必須）

　　　　 ※ステッカーの店頭告示写真

ただし、特別警報Ⅱ緊急支援金受給者は提出不要

　　（6） 「新型コロナ対策推進宣言」がわかるもの（**飲食・宿泊業以外**必須）

　　　　 ※ステッカー及びポスターの店頭告示写真

ただし、特別警報Ⅱ緊急支援金受給者は提出不要

８　申請方法

　　申請窓口は長和町商工会となります。申請する際は必ず商工会へ予約して下さい。

　　長和町商工会（電話68-2651）　予約受付時間：平日の午前９時から午後５時

９　給付金の支給

　　次の表のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請受付 | 支給日 |
| ２月１４日（月）～ ２月２５日（金） | ３月３日（木） |
| ３月 1日（火）～ ３月1０日（木） | ３月１６日（水） |

給付事業の効率化を図るため、振込先口座の記入について

　　　・八十二銀行　丸子支店

　　　・信州うえだ農協　よだくぼ南部支所

　　　・上田信用金庫　よだくぼ支店

　　　・長野県信用組合　丸子支店

　　　をご指定ください。

　　　上記金融機関や支店が指定できない場合はご相談ください。

１０　問合せ

　　長和町商工会　電話0268-68-2651

　　長和町産業振興課商工観光係　電話0268-75-2047（直）